

管理施設及び用地剪定除草等維持管理業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、佐賀東部水道企業団管理施設及び用地の樹木剪定、除草等維持管理業務に適用する。受託者は、本業務の公共的使命を念頭において、本業務の一切を誠実に履行しなければならない。

2. 業務委託対象施設及び施工概要

(1) 本庁(佐賀市兵庫町大字西渕1960-4)

ア 施工内容及び施工回数

樹木剪定・・・正面玄関前樹木(年1回)

西側生垣(年1回)、南側生垣(年2回)、寄植え(年2回)

芝刈・・・庁舎周囲芝生(年4回)、西側道路脇芝生(年2回)

除草・・・草地(年2回)

イ 特記事項

(ア) 庁舎正面玄関前の樹木については、修景性を高く維持すること。

(イ) 本庁敷地南西角部の生垣について、車両等が通行する際目視の妨げとなるぬよう監督者と協議のうえ適切に剪定を行うこと。

(2) 北茂安浄水場(みやき町大字江口3986-1)

ア 施工内容及び施工回数

樹木剪定・・・樹木については春または初夏(軽剪定)、冬(基本剪定)

玉物(年1回)、寄植え(年2回(一部3回))、生垣(年2回)

樹木防除・・・適切な時期に効果的な薬剤散布を行う

芝刈・・・フェンス内側場内(年4回(一部年5回))

除草・・・フェンス内側場内(年4回)

フェンス外側場外(年2回(一部年4回))

イ 特記事項

(ア) 正門及び管理本館周囲に関しては、特に入念な環境整備を行い、雑草の繁茂を最小限に抑え、修景性を高く維持すること。

(イ) 正門前ロータリーの中心は「水」文字を鮮明に維持すべく計4回の剪定とする。

(ウ) 北茂安浄水場は敷地内に降り注ぐ雨水を取り込んで処理しているため、敷地内の側溝に剪定屑等が残留し雨水とともに浄水工程に流れ込んだ場合、浄水機械(ポンプ)が故障し重大な問題と成り得る。このため、作業後は側溝内に限らず、剪定屑等の収集は即日、丁寧に行うものとする。

(エ) 芝地や草地の一部に、植物の生育によってセンサーが反応してしまう箇

所があるため、適切な管理を行うこと。

(才) 薬剤散布は、見学者、隣接地及び浄水工程内の「水池」に飛散しないよう留意し、できるだけ風のない日に行うこと。

(3) 白壁中継ポンプ場(みやき町大字白壁字皿山3949-6)

ア 施工内容及び施工回数

除草・・・草地(年2回)

イ 特記事項

(ア) 雜草繁茂を最小限に抑えられるよう適切な時期に施工すること。

(イ) 除草した雑草について、集草及び処分は不要とする。

(4) 中原調整池(みやき町大字簗原字目明谷4370-26)

(5) 西渕分水所(佐賀市兵庫町大字西渕1847-9)

(6) 電防市原排流所(みやき町大字白壁1814-1番地東)

(7) 北川副減圧弁室(佐賀市南佐賀2丁目16-5地東)

(8) お茶屋の堤管理道路(みやき町大字白壁4292-1)

(9) 仁比山圧送所(神埼市神埼町的)

(10) 石動圧送所(吉野ヶ里町松隈225-3)

(11) 山田圧送所(みやき町大字簗原2931)

(12) 神埼大横橋(神埼市神埼町本告牟田1208-1地先)

(13) 西溝水源地(神埼市神埼町大字枝ヶ里133-2)

(14) 三根西部水源地(みやき町大字東津1458-1)

(15) 旧三養基営業所(みやき町大字東尾3139-1)

ア 施工内容及び施工回数

除草・・・草地(年3回)

イ 特記事項

雑草繁茂を最小限に抑えられるよう適切な時期に施工すること。

3. 施工時期

各作業は、天候及び育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう監督員と協議のうえ進めること。

4. 剪定

- (1) 樹木の種類及び成長度に応じた剪定を適切な時期に行うこと。基本的に、軽剪定は春から初夏、基本剪定は冬季に行う。
- (2) 整形切詰め、枝透かし等の整枝剪定を修景上重点的に行う樹木がある場合は、監督員と協議のうえ施工を行うこと。
- (3) 管理期間中の枯木補償は不要とする。

5. 芝 刈

- (1) 刈り込みは芝生地内にある樹木、株物、施設等を破損しないよう注意し、刈りむら又は刈り残しのないよう均一に刈り込む。
- (2) 機械刈りについては、機械の排出口を建物や人の方向に向けないようにし、作業中の安全に注意する。
- (3) 樹幹部及び低木等の植え込み内に侵入した芝生は取り除く。

6. 除 草

- (1) 低木内の除草については、根を残さないよう根ごと取り除く。
- (2) 除草した雑草は、毎日指定個所に集積し、除草後は清掃する。

7. 報告書等の整備

受託者は、契約締結後直ちに、年間作業計画書を作成し提出すること。また、作業日、作業箇所及び内容、作業人員、作業前後の写真、薬剤散布の場合は使用材料、数量等業務内容を記録し明らかにしておかなければならない。

8. 檢 査

受託者は、主要な作業完了後、企業団の監督員又は施設管理者の検査確認を受けること。

9. 特記事項

- (1) 作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件等を十分理解し細心の注意をもって作業を行い、その目的を達するよう努めること。
- (2) 管理施設内には、配管及び配線が埋設されているため、作業前に施設管理者と確認を行うこと。
- (3) 薬剤は北茂安浄水場の樹木管理にのみ使用し、その他の施工については除草剤などの薬剤散布をしないこと。
- (4) 芝刈り、除草後の処分は、原則として持ち出し処分とする。

以上